

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の経緯

### (1) 国の動向

我が国の食をめぐる状況の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育が緊急の課題となっていることから、平成17年に食育基本法が施行され、法に基づき、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定しています。その後、5年ごとに改正され、平成28年3月に「第3次食育推進基本計画」（計画期間平成28年度～32年度）を策定し、多様な暮らしへの対応、食の循環や環境を意識すること及び食文化の継承を踏まえた食育の推進を新たな重点課題として位置づけています。

### (2) 札幌市の動き

札幌市では、平成19年に食育基本法に基づく札幌市食育推進会議条例を制定し、平成20年度に「札幌市食育推進計画」（平成20年度～平成24年度）を策定しました。第1次食育推進計画では、「食を大切に作る心を育みます」を基本理念として、「健康で活力ある人づくり・市民が暮らしやすい環境づくり・市民みんなで作る食文化」を基本目標に掲げ、市民、関係団体、関係機関、行政が連携して、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校などで食育を進め、市民の食育活動を支援する食育サポーター制度や、各区では食育推進ネットワーク会議を設置しました。

第2次食育推進計画（平成25年度～平成29年度）では、第1次食育推進計画を継承し、「周知から実践」を合言葉に、実践面の強化を図り、「地産地消、日本型食生活、環境配慮の食生活」を合わせもった「さっぽろ食スタイル」を推進しています。また、若い世代への食育を進める食育事業を開始しました。

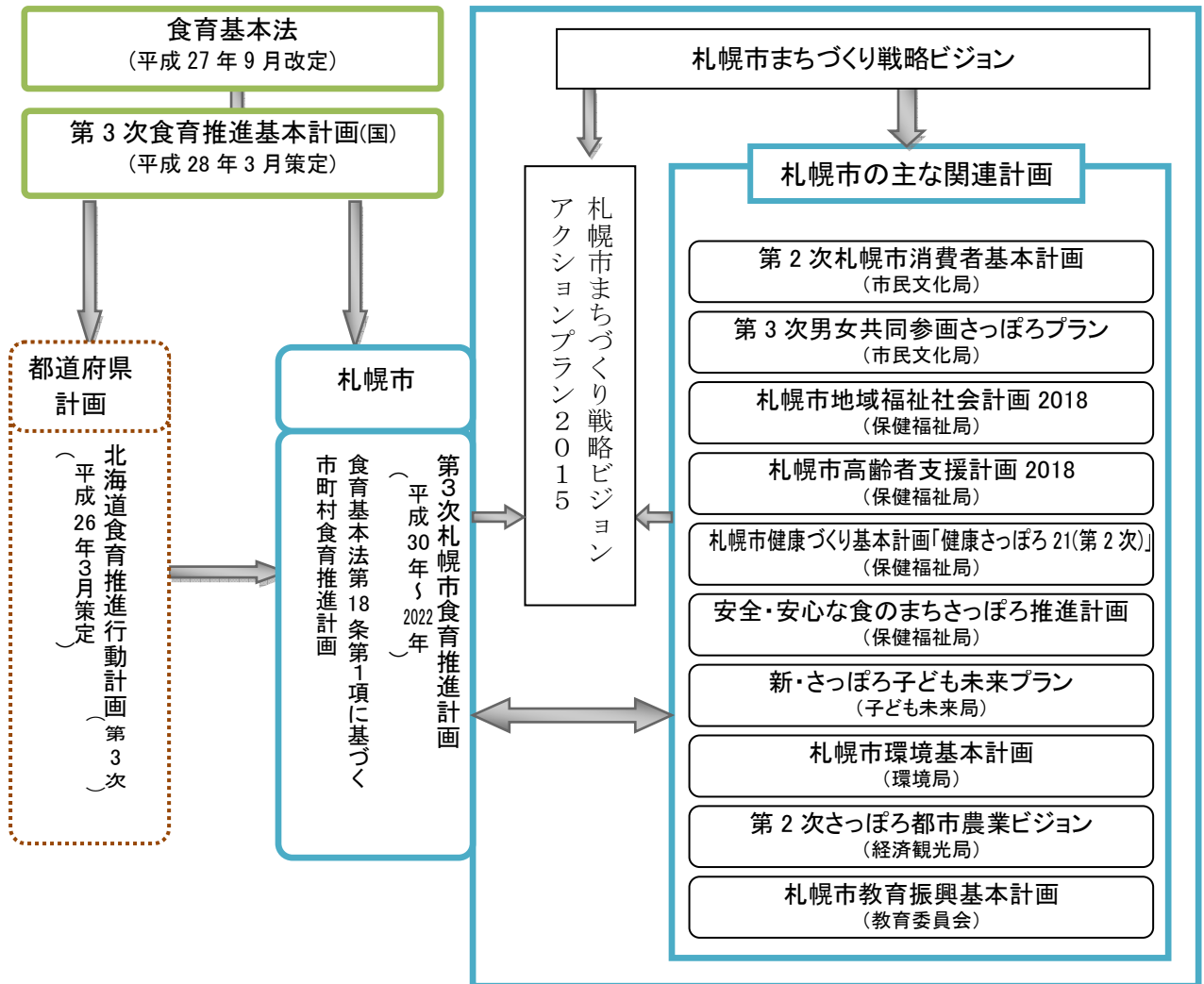
### (3) 第3次食育推進計画の策定趣旨

第2次食育推進計画の成果や課題を整理し、市全体での食育の取り組みを進めること、また、若い世代を中心とした食育の推進、多様な暮らしに対応した食育の推進、健康寿命の延伸につながる食育の推進、食の循環や環境を意識した食育の推進、食文化の継承に向けた食育の推進という国の5つの重点課題を踏まえ、札幌市の食育に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、第3次札幌市食育推進計画を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。食育に関する基本的な事項について定めるものであり、本市における各関連の計画との整合性を保つこととします。

### 計画の位置づけと主な関連計画との関係



## 3 計画期間

2018年度(平成30年度)～2022年度までの5カ年計画とします。なお、社会情勢の変化などにより見直しが生じた場合は必要な措置を講じます。